●一般粉じん発生施設(大気汚染防止法)

	施設名	規模	構造・使用・管理に関する基準
			1.装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び
			集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する
			装置を設置して行うこと。
			2.釜出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの
		原料処理能力	粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上
1	コークス炉	が 1 日あたり 50	の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガ
		トン以上	イド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅
			が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難
			である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。
			3.消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以
			上の効果を有する施設を設置して行うこと。
			粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、
			次の各号の一に該当すること。
	 鉱物(コークスを含む。		
2	以下同じまたは土石の堆積場	面積が 1,000 平	1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
_		方メートル以上	2.散水設備によって散水が行われていること。
	W. E. N. S.		3.防じんカバーでおおわれていること。
			4.薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。
			5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
			粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石またはセメントを運搬す
			る場合は、次の各号の一に該当すること。
	* -	× u l o ha ki	
	ベルトコンベア及びバ ケットコンベア(鉱物、	ベルトの幅が 75cm 以上、又 はバケットの内 容積が 0.03 立 方メートル以上	1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2			2.コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、
3	土石又はセメントの用 に供するものに限り、		並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散する
	で供するものに限り、		おそれのある部分に3又は4の措置が講じられていること。
	四月1407007で除く/		3.散水設備によって散水が行われていること。
			4.防じんカバーでおおわれていること。
			5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに 限り、湿式のもの及び 密閉式のものを除く)	原動機の定格 出力が 75kW 以 上	次の各号の一に該当すること。 1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2.フード及び集じん機が設置されていること。
5	ふるい (鉱物、岩石又 はセメントの用に供す るものに限り、湿式の もの及び密閉式のもの を除く)	原動機の定格 出力が 15kW 以 上	3.散水設備によって散水が行われていること。 4.防じんカバーでおおわれていること。 5.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

●粉じん関係特定施設(鳥取県公害防止条例)

		施設名	構造・使用・管理に関する基準
1	1	バーク炭(のこくず、木皮等を 炭化させ、微粉炭にしたもの)	次の各号のいずれかに該当すること。
		製造施設及び貯蔵施設	1.粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設 置されていること。
2			2.フード及び集じん機が設置されていること。
	2	打綿機及び混打綿機	3.戸、窓等が密閉されていること。
			4.前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。